2　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
3　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）

那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（ヒ）第１０号
沖縄県沖縄市泡瀬２丁目５番11号
清算株式会社　株式会社オーケイ
代表清算人　横田　恵文
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
2　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
3　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）

那覇地方裁判所民事第３部

監督命令

平成２６年（再）第１６号
東京都足立区本木南町25番15号
再生債務者　株式会社ナガセ
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都千代田区大手町２丁目６番２号　日本ビル５階501区　石本哲敏法律事務所　弁護士　石本　哲敏
平成26年４月28日

東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再）第１７号
東京都世田谷区尾山台３丁目５番３号
再生債務者　関東電設株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都新宿区四谷２丁目４番18号第３アマシンビル９階　嘉本法律事務所　弁護士　嘉本　益巳
平成26年４月28日

東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再）第７号
大阪市港区弁天６丁目２番８号
再生債務者　丸山物流株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大阪市中央区南船場４丁目３番11号　大阪豊田ビル２階　弁護士法人御堂筋法律事務所　弁護士　秋山　　洋
3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成26年４月28日

大阪地方裁判所第６民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２５年（再）第４号
茨城県古河市諸川1116番地の19
再生債務者　有限会社サンライズジャパン
1　決議に付する計画案　平成26年４月４日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成26年７月15日午前10時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成26年７月１日まで
平成26年４月25日　水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（再）第５号
茨城県猿島郡境町西泉田1165番地２
再生債務者　野口　　裕
1　決議に付する計画案　平成26年４月４日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成26年７月15日午前10時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成26年７月１日まで
平成26年４月25日　水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（再）第６号
茨城県猿島郡境町西泉田1165番地２
再生債務者　野口千代子
1　決議に付する計画案　平成26年４月４日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成26年７月15日午前10時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成26年７月１日まで
平成26年４月25日　水戸地方裁判所下妻支部

再生計画認可

平成２５年（再）第１号
北海道上川郡美瑛町字大村大久保第一
再生債務者　びえいフーズ株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年４月25日までに、書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成26年４月28日　　旭川地方裁判所民事部

平成２５年（再）第６２号
北海道岩見沢市上志文町607
再生債務者　岩見沢雉ヶ森ゴルフ場株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成26年４月25日

東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２１年（再）第１号
栃木県足利市川崎町1318番地
再生債務者　株式会社石原
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成26年４月23日

宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（再）第１号
奈良市東登美ケ丘１丁目６番12号
再生債務者　清水　一守
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成26年４月24日　　奈良地方裁判所